



松田町議会告示第1号

条例改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第4項の規定に基づく条例改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月22日

松田町議会議長 平 野 由 里



- 1 日 時 令和7年5月22日(木) 午後2時
(議事の進行により、時間を変更することがあります。)
- 2 場 所 松田町議会議場(松田町役場4階)
- 3 事件名 松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例について
- 4 意見を述べる者 請求代表者
- 5 意見を述べる時間 15分以内